

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

☆ご注意ください。

☆この物件は農地です。

買受適格証明書がなければ、入札に参加することができません。

当該入札期間までに農業委員会による
買受適格証明書を取得し、入札書とともに
執行官室に提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 19 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 25 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 12 月 1 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 12 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 24 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 8 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 12 月 8 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3☆	3,435,000 2,748,000	一括	690,000	27,643	7,597
1	184,000				
2	966,000				
3	2,285,000				



物 件 目 録

☆1 所 在 広島市南区仁保三丁目

地 番 581 番 8

地 目 畑

地 積 33 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

☆2 所 在 広島市南区仁保三丁目

地 番 592 番 1

地 目 畑

地 積 173 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

☆3 所 在 広島市南区仁保三丁目

地 番 607 番

地 目 畑

地 積 409 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 27 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1 ～ 3】

A が占有している。同人の賃借権は、対抗要件を有していない。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 3】

本件土地の一部は、売却対象外の土地（地番 608 番 1）上の墓地への通路として利用されている可能性がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|----|------|---|--------------|
| ☆1 | 所 | 在 | 広島市南区仁保三丁目 |
| | 地 | 番 | 5 8 1 番 8 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 3 3 平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| ☆2 | 所 | 在 | 広島市南区仁保三丁目 |
| | 地 | 番 | 5 9 2 番 1 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 7 3 平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| ☆3 | 所 | 在 | 広島市南区仁保三丁目 |
| | 地 | 番 | 6 0 7 番 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 4 0 9 平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 地 | 目 | 雑種地 |



令和 8年(ヌ)第 16号
令和 8年 5月27日受理
令和 8年 7月16日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執 行 官 徳 田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 広島市南区仁保三丁目 |
| | 地 | 番 | 5 8 1 番 8 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 3 3 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 広島市南区仁保三丁目 |
| | 地 | 番 | 5 9 2 番 1 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 1 7 3 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 広島市南区仁保三丁目 |
| | 地 | 番 | 6 0 7 番 |
| | 地 | 目 | 畑 |
| | 地 | 積 | 4 0 9 平方メートル |



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1ないし3
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件1ないし3） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地工作物位置関係図のとおり ☐
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が雑種地の状態で占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 〔 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1ないし3関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ■雑種地 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(☐ (占有者) ■B (所有者))の陳述/ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成8年ころ	
最初の契約等	契約日	平成8年ころ	
	期間	平成8年ころから ☐ 年 月 日まで 年間 ■不明	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎月 金2万円 (毎月末日限り 当月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ■下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	
占有者から賃借に関する回答書の提出がなく、片面調査となっており、賃貸人からの回答書も占有開始日等が明確でないが、上記のとおりと認めた。 また、雑種地の使用目的についても不明であるが、物件1ないし3の土地にまたがる形で、車庫と思われる工作物が所在しており、その中には、賃借人が代表者を務める会社名義の自動車が駐車されていることから、車庫の底地として使用されていることは明白であるが、物件3の土地の東側には、賃借人の姓と同一の文字が彫刻された墓石が建っている土地があることから、墓地への通路として土地を使用していることも考えられる。			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ ()	記載事項なし 以 上

(その他の事項用)

その他の事項

■ 1 物件 1 の土地は、西側の市道（南 4 区 1 0 2 号線）に接している。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年5月29日 (金) 10:40 - 10:50	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和8年5月29日 (金)	当庁	占有調査 (陸運支局へ照会) (切手920円分使用)
令和8年6月5日 (金) 13:55 - 14:10	広島法務局	公図等の交付申請
令和8年6月11日 (木)	当庁	所有者に対し、 貸借関係の照会書発送 (切手220円分使用)
令和8年6月22日 (月) 13:25 - 13:30	広島法務局	要約書の交付申請
令和8年6月23日 (火) 13:00 - 13:45	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和8年7月6日 (月)	当庁	賃借人に対し、 貸借関係の照会書発送 (切手220円分使用)
令和8年7月9日 (木) 14:05 - 14:10	広島法務局	商業登記履歴事項全部証明書の交付申請
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年6月23日 目的物件への出頭者がなかったため、立会人を立ち会わせ、敷地内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

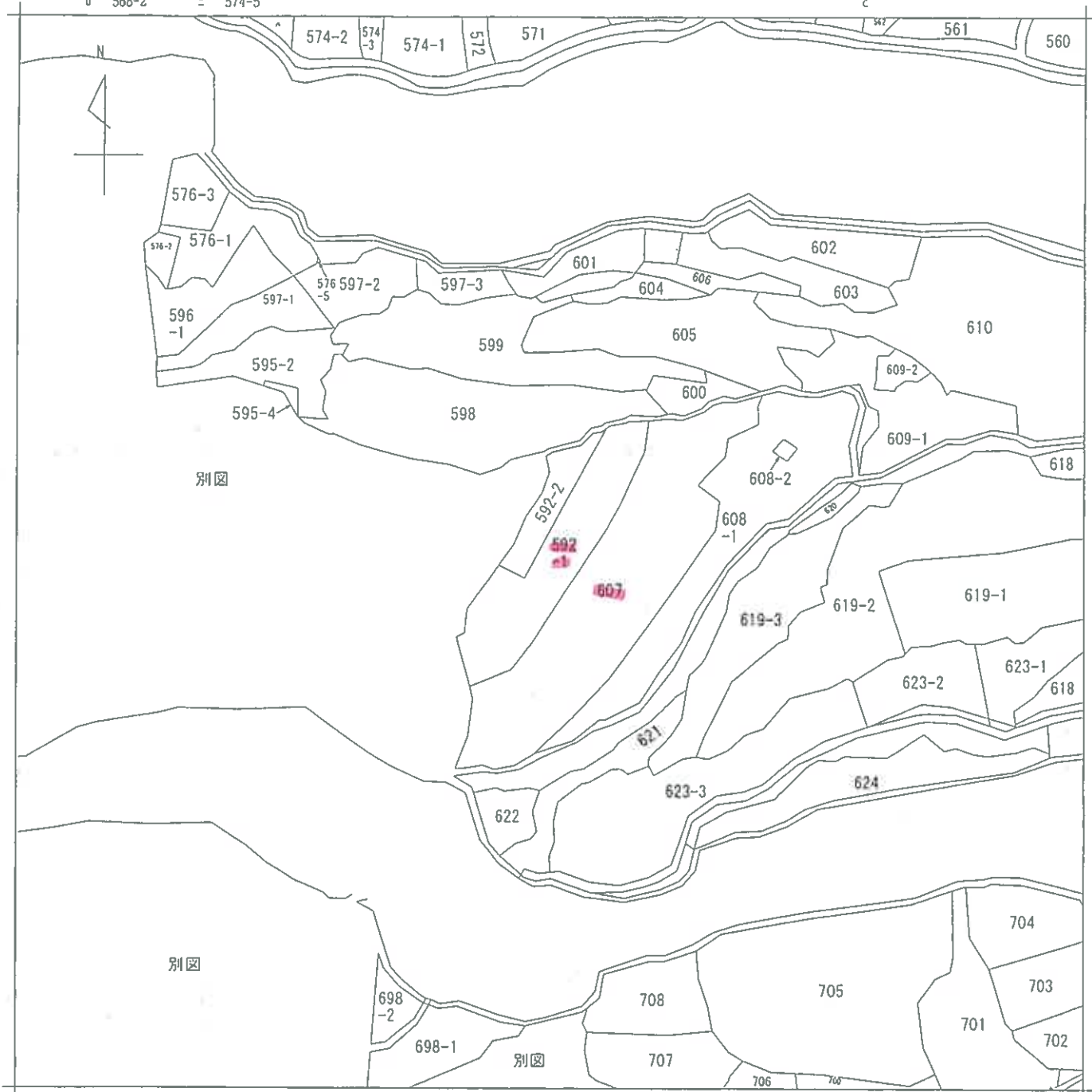
縮小(A3→A4)



請求部	所在	広島市南区仁保三丁目				地番	592番1			
出力縮	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地地区画整理所在図
作成年月日	昭和59年1月30日			備考付年月日(原図)		補記事項				

縮小(A3→A4)

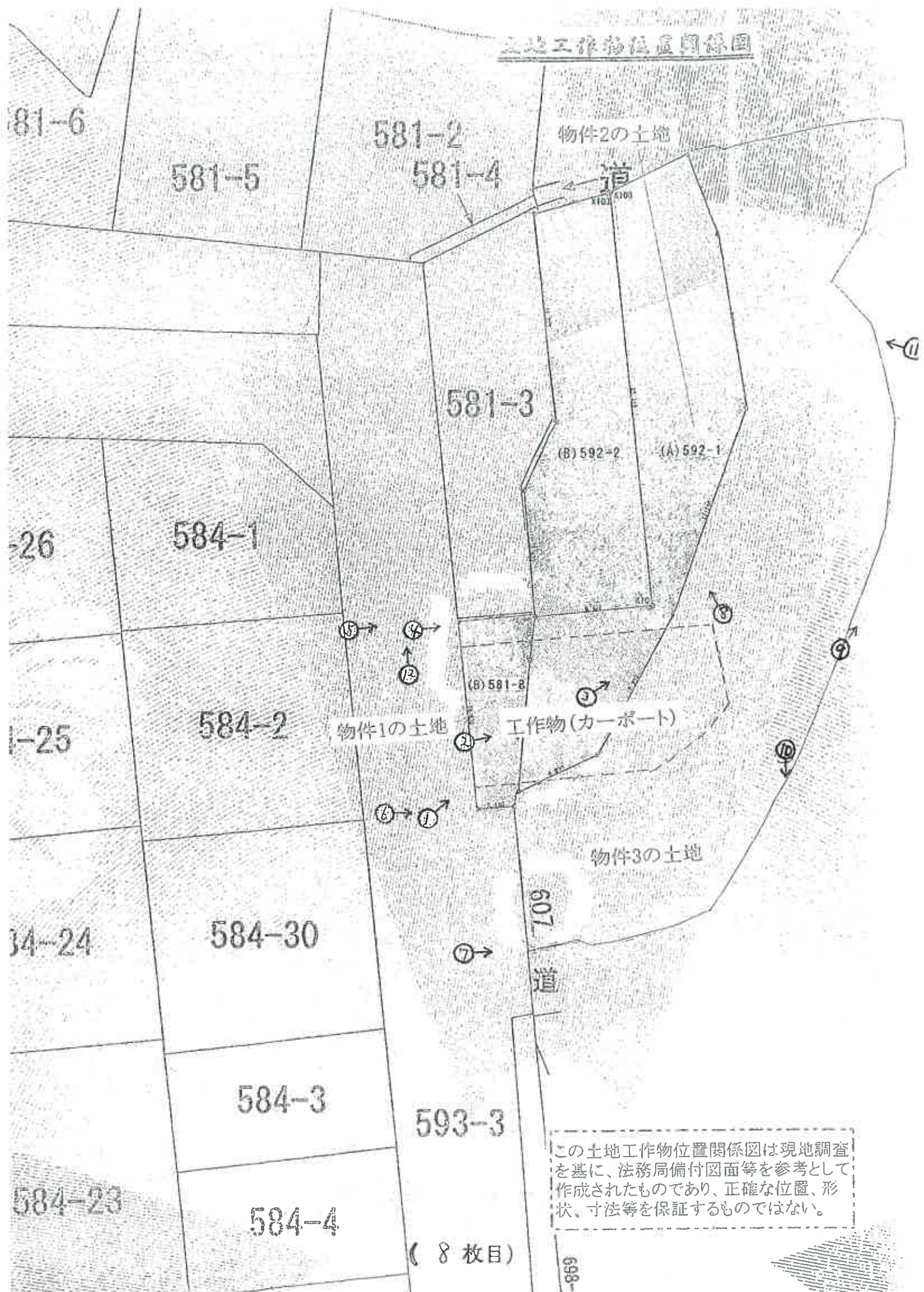
イ 563
0 568-2
ハ 574-4
ニ 574-5
ホ 700



A 仁保2丁目
B 仁保3丁目

請求部分	所在地	広島市南区仁保三丁目				地番	592番1			
出力尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

土地工作物位置関係図



写真①



写真②



写真③



写真④



境界鋸

写真⑤



境界鋸

写真⑥



物件1の境界付近

写真⑦



物件3と隣地の境界付近

写真⑧



写真⑨



写真⑩



写真⑪



写真⑫



接道

令和 8 年(又) 第 16 号
令和 8 年 6 月 23 日 現地調査
令和 8 年 7 月 17 日 評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三宅 功

印

第1 評価額

一括 価 格	
金 3,435,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 184,000円
物件2 (土地)	金 966,000円
物件3 (土地)	金 2,285,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	広島市南区仁保三丁目 581番8 畑 33.00m ²	雑種地
2	所 在 地 番 地 目 地 積	広島市南区仁保三丁目 592番1 畑 173.00m ²	雑種地
3	所 在 地 番 地 目 地 積	広島市南区仁保三丁目 607番 畑 409.00m ²	雑種地
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3）

位 置 ・ 交 通	JR山陽本線「向洋」駅の南西方・直線距離約1.3km		
付 近 の 状 況	付近は、住宅団地に接面する元耕地の雑種地。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% 準防火地域 宅地造成工事規制区域 一部土砂災害特別警戒区域にかかる	
画 地 条 件	規模物件1 33.00 m ² 物件2 173.00 m ² 物件3 409.00 m ² 計 615.00 m ²	間口 約 18.5 m 奥行 約 20 m 形状 不整形 接面状況 中間画地 その他 地勢一部平坦、その他起伏あり	
接面道路の状況	西側 約 6 m 舗装	市道	高低差：一部等高
土地の利用状況等	現状は起伏の激しい雑草が繁茂する原野状雑種地。物件1～3の一部にカーポートが工作されている。 隣地は市道を挟んで戸建住宅等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。	
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。	
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特 記 事 項	広島市環境保全課における調査及び現地調査からは土壌汚染に係る端緒は発見されなかった。 広島市産業廃棄物指導課における調査において、産業廃棄物の届出等はないとの回答を受けた。 令和8年6月3日付広島市農業委員会の回答書によると、物件1～3については非農地であるが、買受希望者においては転用の場合、農地法5条の届出を要する。なお、受命物件の一部を駐車場にしたとき農地法5条の届出が平成28年2月10日になされている。		

第5 評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	占有減 価修正 エ	市場性 修 正 オ	競売市 場修正 カ	持分 キ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ× オ×カ×キ
1	114,000	0.10	33.00	1.00	0.70	0.70	1	184,000
2	114,000	0.10	173.00	1.00	0.70	0.70	1	966,000
3	114,000	0.10	409.00	1.00	0.70	0.70	1	2,285,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員6m舗装市道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示標準地価格（広島南-11）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円) a×b×c×d
120,000	$\frac{102}{100}$	$\frac{100}{102}$	$\frac{100}{105}$	114,000

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 方位 +2

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

（物件1～3）

地積過大	0.60
形状	0.70
大半が再造成を要する原野状雑種地	0.50
土砂法	0.60
通路の蓋然性	0.80
相乗積	0.10

物件1～3を一団の土地として認定した。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 占有減価修正： 必要なし。

オ 市場性修正： 土地の概測が困難であり、縄伸び、縄縮みが判定でない不透明性、及び造成費の高騰を背景に、需要者が極めて限定的となることに起因する更なる市場性の減退を考慮した。

カ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考量した。

キ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地価格（広島南-11）

所 在 : 広島市南区仁保3丁目578番8「仁保3-39-8」
価 格 : 120,000円/㎡
位 置 : JR山陽本線「広島」駅 南東方 道路距離 約 4.5kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 192㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 東側6.4m市道
用 途 指 定 等 : 第2種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）、準防火地域
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	2,316,468 円	（1㎡当たり 70,196 円）、	課税地積	33.00 ㎡
物件2	481,978 円	（1㎡当たり 2,786 円）、	課税地積	173.00 ㎡
物件3	1,193,871 円	（1㎡当たり 2,919 円）、	課税地積	409.00 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

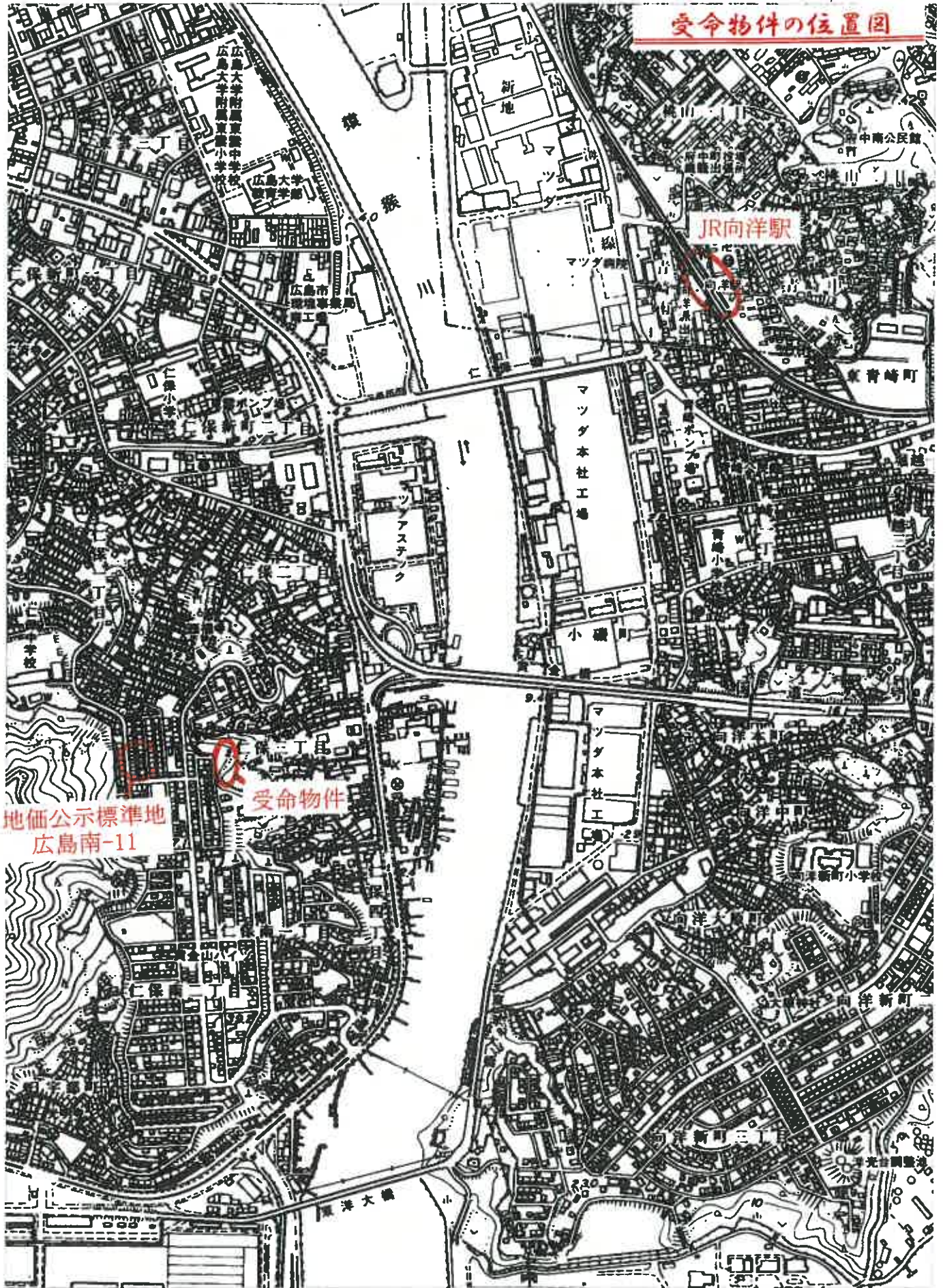
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（広島市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）

以 上

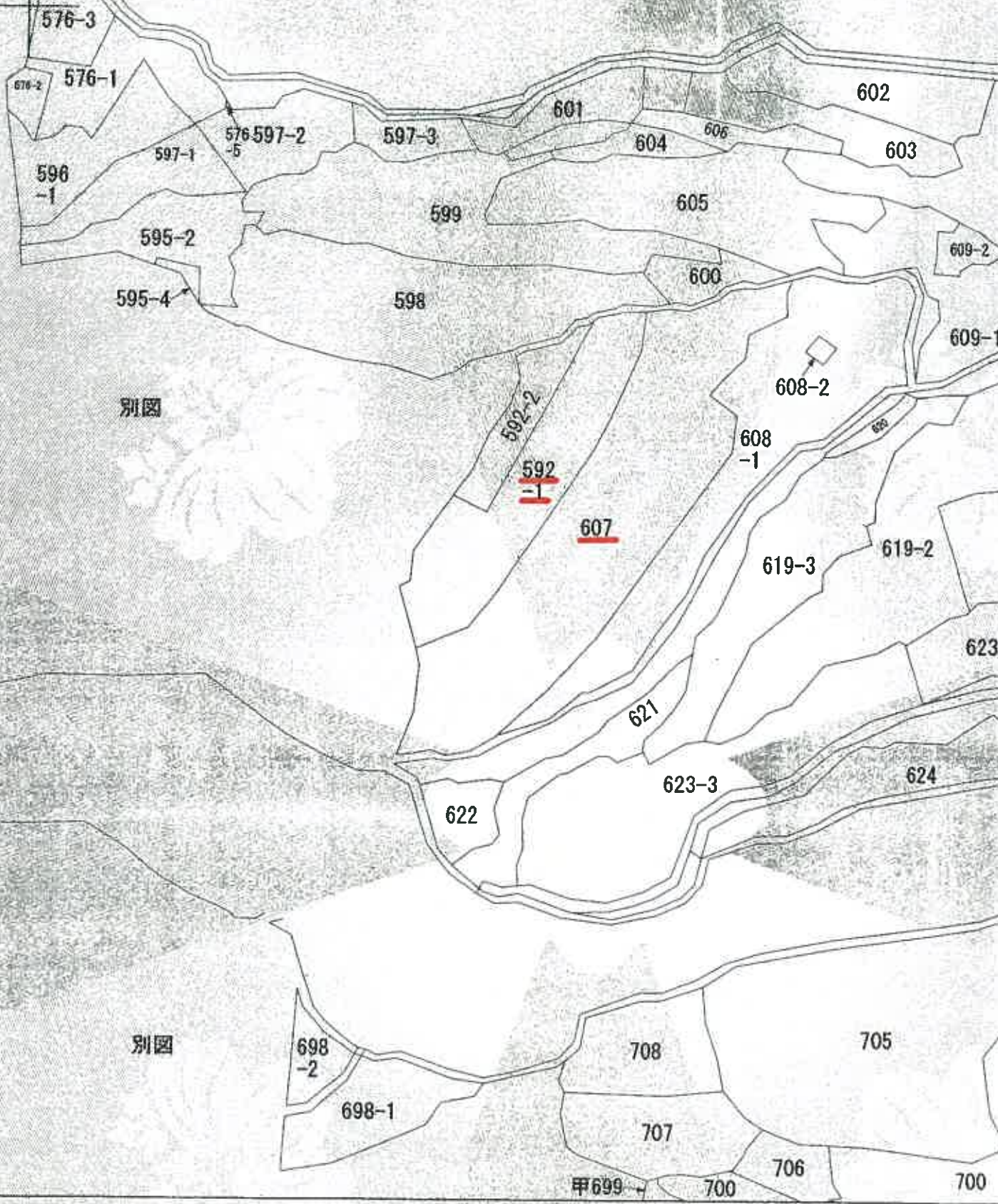


受命物件の位置図





公図写



地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

新 華 出 版 社

[illegible]

地 帯 測 点	(B) 592-2 Zn	Yn		Oxy - Xn-1 Yn	境界線の距離 概算 全長概
		Yn	Xn-1 Yn		
N3	-180333 719	30264 103	389076 877450	概算 全長概	
K100	-180332 578	30256 181	38200 72556		
K103	-180332 523	30258 214	-701553 95172	概算 全長概	
K107	-180355 756	30275 258	-719778 06530		
K5	-180346 378	30268 345	198561 38705	概算コンクリート枕	
K6	-180349 195	30263 340	380082 74000		
K7	-180345 301	30255 167	468383 93712		
		価 値	-231 459750		
		面 積	115.7268750	m ²	
		延 長	115.72		

【證明法】： $1/2 \sum (X_n + 1 - X_{n-1}) Y_n$ 】

信譽昭著

圖 點 名	X	座 標	Y	點 標
44176	-181056.560		30214.348	
44390	-190087.367		30208.350	
80815	-181022.251		30260.982	
95916	-181090.802		30216.473	

平成26年 5月20日

三

縮小 B4→A4

(単位:メートル)

作者

申請人

精足

250

世界測地系



座 標 求 算 表

地 番	(A) 581-3	X_n	Y_n	$(X_{n+1}-X_n-1)$	Y_n	境界線の種類
K1		-180594.714	30257.879	-604592.612445		新設 金銭債
K9		-180552.474	30259.597	-522008.543518		新設 金銭債
K5		-180554.308	30263.945	226323.204755		既設コンクリート敷
K8		-180549.195	30283.340	330082.240380		
K7		-180545.401	30266.182	488593.647112		新設 金銭債
K3		-180533.719	30264.133	262004.523371		新設 金銭債
			付 置 換	237.500555		
			地 積	118.7802775		
				118.78	㎡	

地 番	(B) 581-8	X_n	Y_n	$(X_{n+1}-X_n-1)$	Y_n	境界線の種類
K2		-180587.270	30260.504	-315192.958541		新設 金銭債
K3		-180487.133	30262.020	257383.583100		既設コンクリート敷
K4		-180559.785	30253.518	327590.850385		
K5		-180554.308	30263.945	61231.600896		既設コンクリート敷
K9		-180552.474	30259.597	-331705.732314		新設 金銭債
			付 置 換	57.412238		
			地 積	33.7076775		
				33.70	㎡	

【総面積: $1/2 \Sigma (X_{n+1}-X_n-1) Y_n$ 】

広島市南区仁保三丁目
座 標 一 覧 表

測 点 名	X	座 標	Y	座 標
4A17B	-181056.540		30214.348	
4B09D	-180087.487		30208.350	
5B01E	-181022.251		30260.982	
5B01E	-181080.802		30276.473	

測量の年月日	平成26年 3月10日
座 標 系	旧 系

縮小 B4→A4

(単位:メートル)

作成者

申請人

縮尺

250